

## 1月24日～30日は学校給食週間

図保健給食課 ☎32-2117

期間中は、市内の小・中学校で郷土料理や世界の料理などの給食を提供します。また、市教育委員会の学校給食の取り組みについて紹介します。

### 笑顔あふれるおいしい給食を!!

子どもの発育に必要な栄養や、好みを考慮しながら栄養バランスの取れた献立を作成して、おいしい給食の提供に心掛けています。

### アレルギーがある子どもたちのために

食物アレルギーがある児童・生徒が増えてくるなか、なるべくアレルギーの少ない食品を選んだり、アレルギー食材を複数使用しないように献立を工夫したりしています。また、アレルギー食材を除いた除去食も提供しています。



### 学校給食を活用した食育

学校給食は「主食・主菜・副菜」がきちんとそろっている食事です。給食を題材にして、栄養バランスなど食育指導を行っています。



### 地産地消の取り組み

子どもたちに地元で収穫された安全な食材を使った給食を、安心して食べてほしいと考え、地産地消の取り組みを行っています。

米は100%津山産、飲用牛乳は100%岡山県産、岡山県産の米粉を20%使用した米粉パンなど、地元産や旬の食材を積極的に活用するよう努めています。

平成23年度の岡山県産食材の使用率(品目数)は33.8%で、12%が津山産でした。



## 20歳になったら国民年金!

図保険年金課 ☎32-2072

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入して、国民年金保険料を納めることになります。

### 国民年金制度は

老後の所得保障だけでなく、自身や家族が不慮の事故などで障害が残ったり、死亡してしまったりした時、生活の安定が損なわれることのないよう、お互いを支え合う制度です。

### 加入の届出や保険料の納入を忘れてしまうと

年金が受けられないことがあります。「あの時、納めていれば…」と後悔する前に必ず国民年金に加入して、保険料を納めましょう。

### 便利な猶予制度

学生や収入が少なく保険料の納付が困難な人は「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度があります。希望する人は、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

## 津山駅北口広場のデザインアンケート

図都市計画課 ☎32-2096

市では、津山駅周辺整備事業の津山駅北口広場のデザインイメージ図を3案作成しました。

この案に対する皆さんの意向を募集します。

とき 2月1日(金)～8日(金)

ところ ①JR津山駅②観光案内所(JR津山駅内)③市役所1階市民ロビー④津山洋学資料館(西新町)⑤城西浪漫館(田町)⑥津山市地域交流センター(アルネ・津山4階)

※①は2月1日(金)午前8時30分～午後5時のみ

※②は2月2日(土)～8日(金)

※②～⑥は各施設の開館日・時間に限りです

応募方法 各会場で、会場ごとに指定する方法で応募する



## ご存知ですか 高額医療・高額介護合算制度

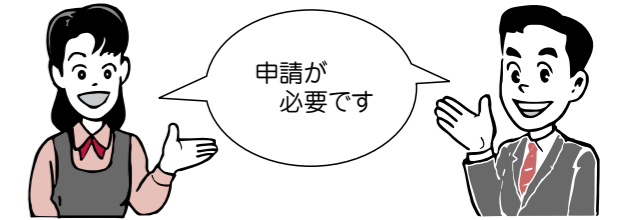
図国民健康保険=保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2071、後期高齢者医療制度=保険年金課 ☎32-2073、介護保険=高齢介護課(市役所1階9番窓口) ☎32-2070

高額医療・高額介護合算制度は、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合に、超えた金額が支給される制度です。

対象期間 平成23年8月1日～平成24年7月31日

条件 同一世帯で同じ医療保険に加入していること

支給申請手続き

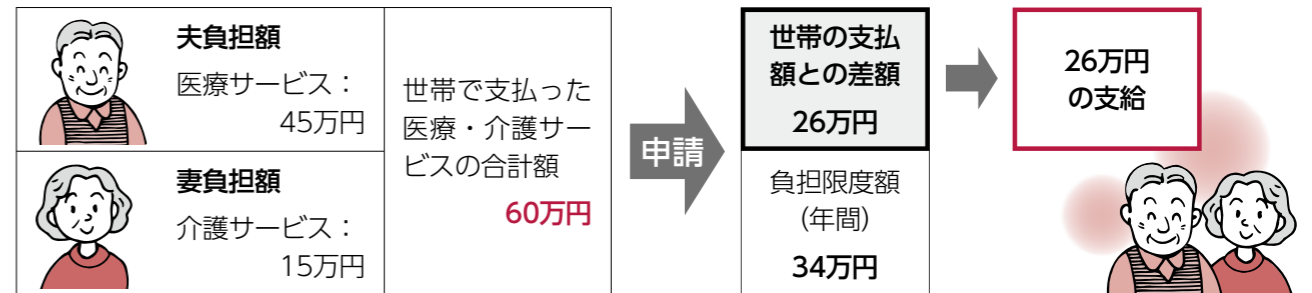


国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の人	その他の医療保険に加入の人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険年金課または、岡山県後期高齢者医療広域連合から、1月中に、該当者に対し申請についての通知文書を送付します</li> <li>・申請の受け付けは、保険年金課または、各支所市民生活課にて行います</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当者は、申請時に介護保険の自己負担額証明書(高齢介護課で発行。受け付けは、各支所市民生活課でも可)が必要となります</li> <li>・詳しくは、加入している医療保険へお問い合わせください</li> </ul>

※平成24年7月31日現在で加入している医療保険に対して申請します

※対象期間中に就職や退職などで加入する医療保険が変わった世帯員がいる場合は、変更前の医療保険での自己負担額証明書が必要です

### 例 69歳の夫婦2人暮らしで、市民税非課税世帯の場合



## 農振農用地からの除外申出

図農業振興課(市役所4階) ☎32-2079

農業振興地域内の農用地(農振農用地)などを、その目的以外に使用(転用)する場合には、転用する前に農振農用地から除外の手続きが必要です。

農振農用地などを転用する予定がある場合は、期間内に申し出をしてください。

受付期間 2月1日(金)～28日(木)



## 小桁焼却場休止のお知らせ

図環境事業者所 ☎22-8255

市では、小桁焼却場(小桁)の定期修繕を行います。修繕の期間中は、ごみの焼却ができませんので、一層のごみ減量にご協力ください。

期間 2月2日(土)～10日(日)

※ごみの収集は、通常どおり行います

今後も特に、可燃ごみの減量に努めて、環境の良いまちをみんなで作っていきましょう。

